

埼玉県犯罪被害者等支援推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 埼玉県における犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、埼玉県犯罪被害者等支援推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 犯罪被害者等支援に関する指針の策定及び見直しに関すること。
- (2) 犯罪被害者等支援施策の推進及び調整に関すること。
- (3) その他犯罪被害者等支援施策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、県民生活部長をもって当てる。
- 3 副議長は警察本部警務部長をもって当てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって当てる。

(会議)

第4条 推進会議は、議長が招集し、これを主宰する。

- 2 議長に事故があるときは、副議長がその職務を代行する。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、前条に規定する者以外の出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第5条 推進会議の円滑な運営に資するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、県民生活部防犯・交通安全課長をもって充てる。
- 4 幹事長は、特定事項を検討するため、作業部会を設置することができる。作業部会の運営に関し必要な事項は、幹事長が定める。
- 5 副幹事長は、警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室長をもって当てる。
- 6 幹事は、委員の課に所属する主幹級（警察本部にあつては課長補佐級）の職員をもって充てる。
- 7 幹事会は、幹事長が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第6条 推進会議及び幹事会の庶務は県民生活部防犯・交通安全課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は平成30年6月28日から施行する。

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

この要綱は令和7年9月18日から施行する。

別表（第3条関係）

委 員	企画財政部	市町村課長	
	総務部	学事課長	
	県民生活部	広報課長	
		人権・男女共同参画課長	
		防犯・交通安全課長	
	福祉部	障害者福祉推進課長	
		障害者支援課長	
		地域包括ケア課長	
		こども安全課長	
	保健医療部	保健医療政策課長	
		国保医療課長	
		医療整備課長	
	産業労働部	雇用・人材戦略課長	
		就業支援課長	
	都市整備部	住宅課長	
	教育局	市町村支援部	生徒指導課長
			人権教育課長
	警察本部	警務部警務課長	